

藤沢市介護保険条例の一部改正について
藤沢市介護保険条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）2月16日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例

藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条中「60人以内」を「100人以内」に改める。

第6条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「27,000円」を「28,200円」に改め、同条第2号中「27,000円」を「33,840円」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 39,480円

(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 50,760円

第6条第10号中「110,700円」を「112,800円」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「99,900円」を「107,160円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「10,000,000円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「94,500円」を「101,520円」に改め、同号を同条第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 90,240円

ア 合計所得金額が3,000,000円以上4,000,000円未満の者であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条

第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

第6条第7号中「83,700円」を「84,600円」に、「4,000,000円」を「3,000,000円」に、「又は第9号イ」を「第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「70,200円」を「73,320円」に、「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「59,400円」を「62,040円」に、「第7号イ、第8号イ又は第9号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 56,400円

第8条第4項中「ハ」を「ニ」に、「又は第6号ロ」を「第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に「政令第39条第1項第1号から第6号まで」を「政令第39条第1項第1号から第9号まで」に改める。

附則に次の3項を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

10 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、当該事業のうち同項第1号イからハまでに掲げるものを実施する者の確保が困難であること等の事情により平成27年4月1日から当該事業を行うことが困難であるため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間において市長が規則で定める日までの間はこれを行わず、当該日の翌日から行うものとする。

(在宅医療・介護連携推進事業の実施の延期)

11 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、当該事業を実施する医療に関する専門的知識を有する者の確保が困難であること等の事情により平成27年4月1日から当該事業を行うことが困難であるため、平成27年4月1日から同年12月31日までの間において市長が規則で定める日までの間はこれを行わず、当該日の翌日から行うものとする。

(認知症総合支援事業の実施の延期)

12 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、当該事業を実施する保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者の確保が困難であること等

の事情により平成27年4月1日から当該事業を行うことが困難であるため、平成27年4月1日から同年12月31日までの間において市長が規則で定める日までの間はこれを行わず、当該日の翌日から行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険の第1号被保険者に係る保険料率を改定し、及び介護予防・日常生活支援総合事業等の実施を延期する等のため、所要の改正をする必要による。